

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年8月30日

浦幌町長 水 澤 一 廣



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下浦幌地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年8月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数：51経営体

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 15経営体 |
| 個人 | 36経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0組織 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
- ・離農及び経営転換をする方は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・「地域の中心となる経営体」に農地を集積・集約化する。
- ・地域全体として効率的な作業を実施するため、分散錯圃を解消する。